○外務省告示第百八十八号

平成十三年外務省告示第三百三十二号及び平成二十年外務省告示第百六十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、第千九百八十八号、第千九百八十九号及び第二千二百五十三号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十年五月九日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号４（ｂ）、第千三百三十三号８（ｃ）、第千三百九十号２（ａ）、第千九百八十八号１（ａ）、第千九百八十九号１（ａ）、第二千二百五十三号２（ａ）及び第二千二百五十五号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十五日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　　義偉

次の表により、改正前欄及び改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定全体を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（別表）	（別表）
１．～285.［略］	１．～285.［同左］
286. アル・ハラマイン・イスラム財団（別称：(a)バジール(b)ブジール） AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION (a.k.a.: (a)Vazir (b)Vezir) 旧称：不明 所在地：(a)64 Poturmahala, Travnik, Bosnia and Herzegovina (b)Sarajevo, Bosnia and Herzegovina 国連制裁委員会による指定日：2002年３月13日（2003年12月26日、2008年９月16日、2011年６月16日及び2018年５月９日に改訂） その他の情報：2007年11月現在、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局が刑事上の捜査を行っている。国連安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月22日に終了した。同団体に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/notice/search/une/5566495	286. アル・ハラマイン・イスラム財団（別称：(a)バジール(b)ブジール） AL-HARAMAIN ISLAMIC FOUNDATION (a.k.a.: (a)Vazir (b)Vezir) 旧称：不明 住所：(a)64 Poturmahala, Travnik, Bosnia and Herzegovina (b)Sarajevo, Bosnia and Herzegovina 国連制裁委員会による指定日：2002年３月13日（2003年12月26日、2008年９月16日及び2011年６月16日に改訂） その他の情報：2007年11月現在、ボスニア・ヘルツェゴビナ当局が刑事上の捜査を行っている。職員及び関係者にはナジーブ・ベン・モハメド・ベン・サーレム・アル・ワーズ（361．に指定した個人）が含まれる。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月22日に終了した。
287. ～531.［略］	287. ～531.［同左］
532. ルーベン・ペスタノ・ラビリア・ジュニア（別名：(a)ルーベン・ラビリア(b)シェイク・オマル(c)ミレ・Ｄ・ラビリア(d)レイムンド・ラビリア(e)ラモ・ラビリア(f)マイク・デ・ラビリア(g)アブドゥッラー・ムッダリス(h)アリ・オマル(i)オマル・ラビリア(j)オマル・ラベリア(k)ソー(l)エソ(m)ジュンジュン） RUBEN PESTANO LAVILLA, JR (a.k.a.: (a)Reuben Lavilla (b)Sheik Omar (c)Mile D Lavilla (d)Reymund Lavilla (e)Ramo Lavilla (f)Mike de Lavilla (g)Abdullah Muddaris (h)Ali Omar (i)Omar Lavilla (j)Omar Labella (k)So (l)Eso (m)Junjun) 称号：Sheik（シェイク） 役職：不明 生年月日：1972年10月４日 出生地：Sitio Banga Maiti, Barangay Tranghawan, Lambunao, Iloilo, Philippines 国籍：フィリピン 旅券番号：(a)フィリピン旅券　ＭＭ611523（2004年）(b)フィリピン旅券　ＥＥ947317（2000―2001年）(c)フィリピン旅券　Ｐ421967（1995―1997年） ＩＤ番号：不明 住所：10th Avenue, Caloocan City, Philippines 国連制裁委員会による指定日：2008年６月４日（2008年９月16日、2011年12月13日及び2018年５月９日に改訂）	532. ルーベン・ペスタノ・ラビリア・ジュニア（別名：(a)ルーベン・ラビリア(b)シェイク・オマル(c)ミレ・Ｄ・ラビリア(d)レイムンド・ラビリア(e)ラモ・ラビリア(f)マイク・デ・ラビリア(g)アブドゥッラー・ムッダリス(h)アリ・オマル(i)オマル・ラビリア(j)オマル・ラベリア(k)ソー(l)エソ(m)ジュンジュン） RUBEN PESTANO LAVILLA, JR (a.k.a.: (a)Reuben Lavilla (b)Sheik Omar (c)Mile D Lavilla (d)Reymund Lavilla (e)Ramo Lavilla (f)Mike de Lavilla (g)Abdullah Muddaris (h)Ali Omar (i)Omar Lavilla (j)Omar Labella (k)So (l)Eso (m)Junjun) 称号：Sheik（シェイク） 役職：不明 生年月日：1972年10月４日 出生地：Sitio Banga Maiti, Barangay Tranghawan, Lambunao, Iloilo, Philippines 国籍：フィリピン 旅券番号：(a)フィリピン旅券　ＭＭ611523（2004年）(b)フィリピン旅券　ＥＥ947317（2000―2001年）(c)フィリピン旅券　Ｐ421967（1995―1997年） ＩＤ番号：不明 住所：10th Avenue, Caloocan City, Philippines 国連制裁委員会による指定日：2008年６月４日（2008年９月16日及び2011年12月13日に改訂）